

著作権使用許諾契約書

甲 _____

乙 _____

令和____年____月____日

【基本条項】

契約当事者	甲	
	乙	
著作物		例) ██████████ ██████████ ██████████
目的		██████████ ██ ██ ██ ██████████ ██ ██ ██
契約期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約更新		有効期間満了の__カ月前までに甲乙いずれからも書面による更新拒絶の意思表示がない場合、本契約は同一条件にて__年間更新され、以後も同様とする。

許諾者である_____（以下「甲」という）と使用者である_____（以下「乙」という）は、以下のとおり著作権許諾契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲が乙へ【基本条項】「著作物」欄記載の作品に係る著作権の利用を許諾するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（許諾内容）

甲は乙へ、【基本条項】「著作物」欄記載の作品に係る著作権について本契約に定める全ての条項を遵守することを条件に利用することを許諾する。

2. 乙は、【基本条項】「目的」欄記載の範囲内でのみ著作権を利用することができる。ただし、甲から承諾を得た場合にはこの限りではない。

第3条（甲による表明保証）

甲は、乙へ、本契約締結日において、次に掲げる事項が、真実かつ正確であることを表明し保証する。

- ① 甲が、本契約を締結する正当な権限を有すること及び本契約を適切に履行する能力を有していること
- ② 著作物が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害するものではないこと

2. 甲が前項に反した場合、乙による契約の解除を妨げない。
3. 甲は、本条第1項のいずれかについて誤認があった場合、速やかに乙へ報告しなければならない。

第4条（乙による表明保証）

乙は、甲へ、本契約締結日において、次に掲げる事項が、真実かつ正確であることを表明し保証する。

- ① 乙が、本契約を締結する正当な権限を有すること及び本契約を適切に履行する能力を有していること。
 - ② 乙による使用が第三者の権利を侵害しないこと。
 - ③ 乙による使用が甲の著作者人格権、名誉・信用・コンセプトを毀損する行為でないこと。
2. 乙が前項に反した場合、契約の解除を妨げない。
 3. 乙は、本条第1項のいずれかについて誤認があった場合、速やかに甲へ報告しなければならない。

第5条（甲による監修）

乙は、著作物の使用に先立ち、使用について甲による監修を受け、甲による承認を得なければならない。なお、監修の詳細については別途甲乙の協議の上、決定する。

2. 乙は、前項の監修について甲の書面による承認がない限り、本著作物の使用をすることができない。

第6条（契約解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ① 契約又は個別契約の条項に違反し、相当の期間を定め是正を勧告したにもかかわらず当該期間内に是正を行わないとき
 - ② 自ら振り出し、又は裏書した手形、小切手が1通でも不渡りになったとき
 - ③ 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けたとき
 - ④ 破産、会社更生法の申立、民事再生手続きの申立をし、又はこれらの申立がなされたとき
 - ⑤ 解散、合併又は営業の全部、重要な一部の譲渡を決議したとき
 - ⑥ 監督官庁から営業取消し、営業停止等の処分を受けたとき
 - ⑦ 財政状態が悪化し、又はその恐れがある相当の事由があるとき
 - ⑧ 前各号に準じる事実が生じたとき
2. 前項に基づいて本契約が解除されたときは、帰責事由の存する当事者は、他の当事者に対し、本契約の解除により他の当事者が被った損害を賠償するものとする。

第7条（期限の利益の喪失）

いずれかの当事者に、前条第1項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当該当事者は他の当事者に対する期限の利益を失うものとする。

第8条（契約上の地位の移転等の禁止）

甲及び乙は、本契約及び個別契約の条項に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡若しくは移転し又は第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。

第9条（産業財産権の帰属）

乙が本著作物を使用する過程で行った発生した著作物（広告動画など）にかかる産業財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の産業財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。以下総称して「産業財産権等」という。）については、その発生と同時に、原則として甲に帰属する。ただし、甲の承諾を得た場合は乙に帰属する。

第8条（損害賠償）

甲又は乙が、本契約又は個別契約の条項に違反し、相手方に損害を与えた場合、違反した当事者は損害を被った相手方に対し、甲が被った一切の損害（間接損害、逸失利益、弁護士費用及び予見可能性の有無を問わず特別の事情による損害を含む）について賠償する責任を負うものとする。

第9条（第三者との紛争）

甲及び乙は、本業務の履行に関連し第三者の権利を侵害し、当該第三者との間で紛争が生じた場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決しなければならない。

2. 前項の紛争により当事者の一方に損害が生じた場合、相手方は弁護士費用を含め、当事者の一方に生じた一切の損害を賠償しなければならない。

第10条（反社会的勢力の排除）

甲又は乙は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、企業舎弟、右翼標榜団体、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（以下「反社会的勢力」と一切関連及び取引等がないことを相手方へて表明及び保証する。

2. 本契約締結後、甲又は乙に関し、次の各号のいずれか一に該当するときは、甲又は乙は本契約及び甲乙間で締結したその他の契約の全部又は一部を無催告解除することが出来るものとする。
 - ① 本条第1項に規定された表明及び保証に虚偽があった場合
 - ② 反社会的勢力との関連性を相手方が認めた場合
 - ③ 甲又は乙又は甲又は乙の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、自らあるいは第三者を利用して相手方へ、暴力的又は威迫的な行為、若しくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行った場合
3. 甲又は乙が前項の規定により本契約及び甲乙間で締結したその他の契約の全部又は一部を無催告解除した場合、帰責事由の存する当事者は、相手方が被った損害、費用及びその他一切の損失について、損害賠償請求することを妨げない。また、前項の規定により無催告解除した当事者は、相手方に本契約解除に伴う損害が発生しても、一切の損害賠償義務を負わない。

第11条（守秘義務）

甲及び乙は、形式（書面、口頭、電磁的記録及びその他のあらゆる媒体を含む。）の如何を問わず、本契約及び個別契約に関し、相手方から開示若しくは提供され（本契約締結前に開示若しくは提供されたものも含む。）又は自ら知り得た、相手方が所有又は管理する一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を、相手方の書面による事前の承諾なしには、第三者に開示又は漏洩せず、かつ、委託業務の履行の目的以外に使用しない（以下において秘密情報を開示した当事者を「開示当事者」、秘密情報の開示を受けた当事者を「受領当事者」という。）。

2. 前項に定める守秘義務は、以下の各号のいずれかに該当することを証明できるものについては適用しない。
 - ① 知り得た時点で受領当事者が、以前から開示当事者に対して守秘義務を負うことなく適法に保有していた場合
 - ② 知り得た時点で既に公知となっていた情報又は知り得た後に受領当事者の責によらずして公知となった情報
 - ③ 受領当事者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
 - ④ 受領当事者が秘密情報を利用せず独自に開発した情報
3. 本条第1項の規定にかかわらず、受領当事者は法令に基づき開示が要求された場合には当該開示が要求される範囲の秘密情報を開示することができる。ただし、受領当事者は直ちにその旨を開示当事者に法令で許容される範囲で通知し、開示当事者が行う当該開示要求に対する異議申し立て等の手続に対し協力を要請された場合は、必要な範囲でこれに応じるとともに、秘密情報の秘密性が保持されるよう相当な措置を講じるよう合理的な範囲で協力しなければならない。
4. 本条第1項の規定にかかわらず、受領者は業務上知る必要があり、かつ、本契約及び個別契約を遵守することに同意した者に限って開示者の秘密情報を開示できるものとし、当該被開示者に対して本条と同一の義務を負わせるものとする。
5. 受領当事者が開示当事者の秘密情報に基づき独自の情報を作成した場合、受領当事者の秘密保持の範囲は当該秘密情報部分のみならず、独自の情報全体に及ぶ。
6. 受領当事者は、本目的の範囲内に限って秘密情報が記録された資料・印刷物等の文書及び見本・資材並びにそれらの複製物を、秘密情報が本契約の履行に不要になった場合、又は、本契約若しくは個別契約が満了、解除された場合には速やかに（遅くとも当該終了時又は開示当事者の請求時から1カ月以内に。以下本項において同様とする。）開示当事者に返還し、開示当事者が請求した場合には速やかに廃棄（電磁的記録の場合は消去することを含む。）し、当該廃棄を証する書面を開示当事者に提出する。
7. 開示当事者は、受領当事者の秘密情報の漏えい等のおそれがあると判断した場合には、乙の事業所、作業場所、その他乙の管理する施設等に立ち入り、本業務遂行状況、情報管理体制等を調査・確認することができるものとする。甲は、当該調査の結果改善点がある場合には、乙に対して改善を要求し、乙に改善結果の報告を求めることができるものとする。
8. 本契約及び個別契約に基づく秘密情報の開示又は知得は、開示当事者から受領当事者に対して秘密情報に存在する特許権、意匠権、実用新案権、商標権、著作権、営業秘密等（以下、「産業財産権等」という。）の権利を付与又は許諾するものではない。
9. 乙が本条に違反した場合、第15条に定める契約の解除を妨げない。

第12条（守秘義務教育の実施）

本契約に基づき甲及び乙が本業務を遂行するにあたり、本業務に従事する従業員（甲及び乙の従業員のほか、本業務を甲及び乙が第三者に再委託した場合の第三者の従業員を含む。以下、「対象従業員等」という。）が相手方の秘密情報（「企業秘密情報」のほか、電気通信事業法第4条に定める「通信の秘密」に属する情報及び個人情報を含む。）に触れ得る立場にあることに鑑み、相手方の秘密情報保護を目的とした適切な教育を本業務遂行以前に対象従業員に対し、施すものとする。

第13条（個人情報の取扱い）

乙は、本契約を履行するにあたり、甲の保有する個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人のプライバシー保護を図るため、電気通信事業法、関係法令を遵守するものとする。

2. 乙は、本業務の遂行に際して受領した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第22条第1項に定義される個人情報をいう。）を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び本契約並びに個別契約の定めを遵守し、本業務の目的以外に、加工、利用、複写又は複製してはならず、これを取り扱ってはならないものとする。また、乙は、法令で定める場合を除き、第三者に対して個人情報を提供してはならないものとする。
3. 乙において、個人情報の漏えい・流出等の事故が発生した場合は、乙は甲に対し、直ちにその旨を報告した上で、漏えい等の原因を調査し、速やかに調査の結果を報告するものとする。なお、この場合、乙は再発防止措置を策定の上、甲に対し遅滞なくその内容を書面にて通知するものとする。
4. 乙は、甲からの求めに従い、個人情報の管理状況に関して監査を受け、又は報告を行う義務を負うものとする。この場合、甲は個人情報の管理状況について改善を求めることができるものとし、合理的な理由がない限り、乙はこれに従うものとする。
5. 本契約又は個別契約が終了し、又は本業務が完了した場合には、乙は、本業務の遂行に際して受領した個人情報を直ちに返却し、破棄し、又は消去する。なお、当該返却、破棄又は消去は、個人情報の漏えいが生じない方法により行うものとし、甲からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

第14条（有効期間）

本契約の有効期間は、【基本条項】「契約期間」欄記載の期間とする。なお、【基本条項】「契約更新」欄に記載がある場合は、記載内容に従い、契約を更新する。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は誠意をもって協議し、これを解決する。

第16条（契約内容の変更）

この契約の内容について、追加、削除その他変更の必要が生じたときは、甲乙間の文書による合意がない限り効力を生じない。

第17条（存続条項）

本契約が終了し又は解除された場合においても、第6条（契約解除）、第9条（第三者との紛争）、第10条（反社会的勢力の排除）、第11条（守秘義務）、第15条（協議）、第17条（存続条項）、第18条（準拠法）、第19条（専属的合意管轄）について有効に存続するものとする。

第18条（準拠法）

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第19条（専属的合意管轄）

甲及び乙は、本契約から生じた紛争について、_____裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の成立を証して、本書2通を作成の上、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和__年__月__日

甲 : 印

乙 : 印